

# 火山防災協議会等アンケート 結果概要(速報)

平成 19 年 6 月 7 日

## 火山防災協議会等アンケート結果(速報)

< 調査期間 > 07 年 5 月 1 日 ~ 5 月 25 日

< 調査対象機関数 >

災害対策基本法に基づく協議会: 8 協議会

任意の連絡会議等: 10 団体

< アンケート回収団体 >

災害対策基本法に基づく協議会: 8 協議会

< 雌阿寒岳、十勝岳、有珠山、樽前山、北海道駒ヶ岳、  
草津白根山、雲仙岳、阿蘇山 >

任意の連絡会議等: 9 団体

< 雌阿寒岳(検討会)、岩手山(委員会)、岩手山(検討会)、

那須岳、浅間山(長野県・群馬県参加会議)、

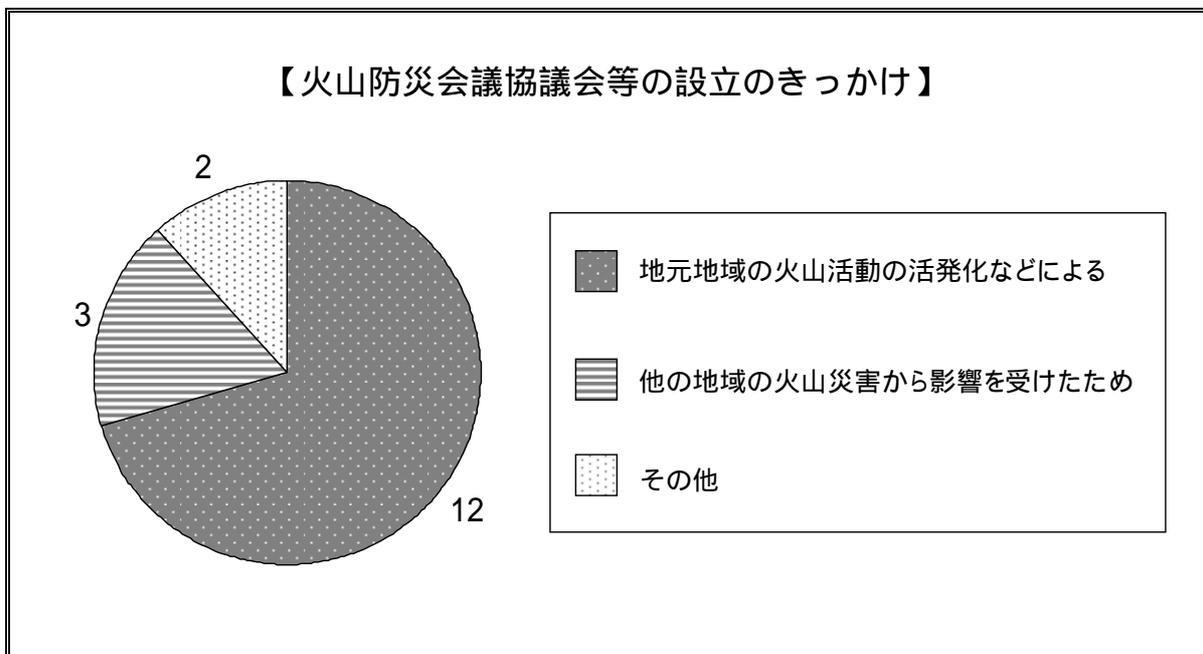
浅間山・草津白根山(群馬県内の会議)、富士山、御嶽山、桜島 >

## 1. 協議会等の設立・運営に関して

### (1) 設立のきっかけや背景について

設立のきっかけについては、地元の火山活動の活発化やそれに伴って実施した防災対応の教訓などによるものが12件と多く、次いで有珠山や三宅島など他の地域の噴火によるところが3件となっている。その他の2件では、事例が古く設立のきっかけがはっきりしていない。

なお、これら協議会等の設立時に尽力のあった機関では「大学・学識者」が最も多かった。次いで「都道府県」による働きかけで、「地元地方気象台」からの働きかけなども挙げられていた。



## 【主な回答】

### 地元地域の火山活動の活発化などによる

1. 噴火に際して、関係する自治体間で連携した対策の必要性が改めて認識され、「火山噴火地域防災計画」を作成することを主目的として設立された。
2. 県をまたぐ当該火山では噴火に際して、交通規制などで一部混乱が生じた。このことから他県側や多くの関係機関の情報共有などの必要性がみられ、市町村が都道県にも参加を要請して、連絡会議が設立された。
3. (噴火時等の経験から)関係機関による噴火活動や防災計画等について、相互に理解を深め広域的に連携のとれた防災対応に関して総合的な検討を進めていくため、協議会の下部組織として設置された。
4. 都道県の働きかけにより検討が重ねられ、火山防災会議協議会が設立された。

### 他の地域の火山災害から影響を受けて

5. 平成12年3月の有珠山、同7月の三宅島雄山大噴火の教訓を踏まえ、火山防災体制の一層の強化を図る必要があるとの共通認識で、広域的かつ統一された火山防災計画の作成や合同防災訓練の実施など、地域の安全確保を目的として協議会が設立された。
6. 昭和52年の有珠山噴火の際にとられた広域的な火山防災対策を教訓に、山が静かなときに、将来の火山噴火災害に備え、山麓の町が互いに協力をして一体的な防災対策を行うことが重要であるということから協議会が設置された。

### 設立に尽力のあった機関等

- 大学・学識者 [10ヶ所]
- 国の機関 [1ヶ所]
- その他(シンクタンクなど) [1ヶ所]
- 都道県 [4ヶ所]
- 気象庁機関 [1ヶ所]

(2) 協議会等の設立時に留意した点、苦労した点

主な回答としては、広域にわたり多くの機関が存在することによる調整の難しさ、予想される被害の大小による火山防災に対する意識の差などが挙げられた。

【主な回答】

7. 協議会への参画団体が広域に渡り、さらに機関数も多かったため、連絡調整などに時間を要した。
8. 複数県に渡る当該市町村の火山では、当初、それぞれの県に噴火対策会議等があり、市町村が複数県にわたる協議会等の必要性を認識していても、それぞれの県間で意識の差があり、設置についての動きが遅かった。
9. 噴火を契機に協議会等の設置を進めなければ、「実際の防災対策は各市町村のやるべきこと」として都道県が一步引いてしまうことが懸念されたため、積極的な参加を促すため事務局を都道県においた。
10. 被害の程度が低いと予想される地域に位置する自治体の加入について、当該自治体の理解がなかなか得られず苦慮した。

(3) 協議会等の構成メンバー

各協議会等に構成メンバーとして参加している市町村以外の機関について、機関別に協議会等の数を集計した。(数値は協議会等の数を示す。集計対象の協議会等の数は17。)

都道県(出先等)	16	通信	6
警察	12	観光協会	1
消防	11	観光施設	2
国交省事務所・開発建設部等	14	宿泊施設	0
気象庁機関	14	鉄道	4
大学・研究機関	6	バス	0
自衛隊	5	航空	1
海上保安庁	2	船舶	0
医療関係	5	高速道路	2
森林管理署等	10	港湾管理組合	1
自然保護官事務所等	6	空港	1
福祉保健事務所等	7	ラジオ	0
水道	1	テレビ	0
電力	7	新聞	0
ガス	0		

#### (4) 協議会等の事務局について

特定の自治体・機関に固定しているところが11件と大多数であり、輪番制をとっているのは3件だった。また、事務局体制の主な課題としては、以下のようなものが挙げられている。

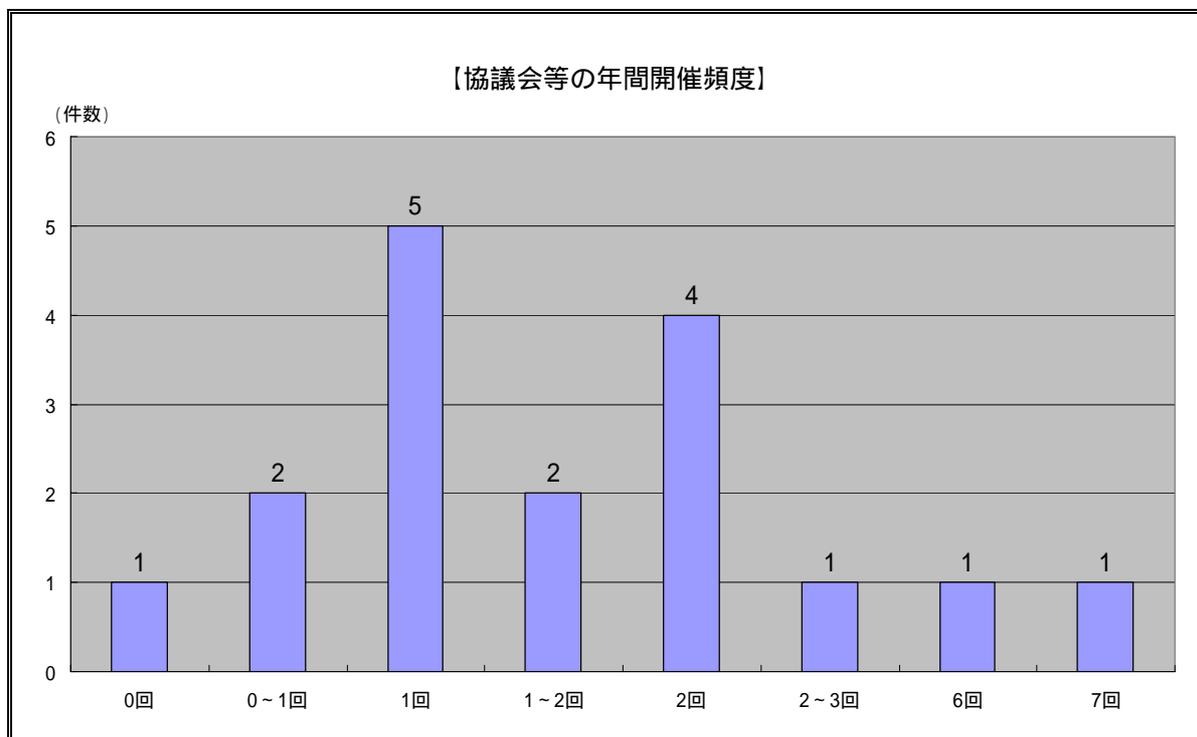
##### 【主な回答】

11. 市町村が固定制で事務局を務めると、都道府県は一步退いた形で、ただ参加しているだけの状態になってしまうおそれがあるため、事務局という具体的な役割をもった形での参加をお願いしている。
12. 大きい事業があると事務局自治体の負担が大きい。

#### (5) 協議会等の会議の開催頻度

協議会等の開催頻度は年間1回とする回答が5件と最も多く、1～2回が2件、2回が4件、6回以上が2件となっている。ほかには、0回とする回答も見られた。

開催頻度が年間2回以下のところでは、主な検討内容が火山観測状況や事業の報告など定例的なものになっているところが多く見られた。





(8) 協議会等があることのメリット、協議会等に期待する機能や役割等

協議会等があることのメリットでは、構成機関が平常時からの啓発活動の実施や課題についての議論で連携がとれることなどが挙げられた。また、協議会等に期待する機能や役割等では、平常時に広域的な連携体制を整備することで異常時等の対応が迅速に行える、といったことなどが挙げられた。

【主な回答】

協議会等があることのメリット

19. 他市町との情報交換やハザードマップ、住民啓発資料の作成、火山勉強会（研修会）などを共同で実施できる。
20. 連絡会議の取り組みの中で担当者同士の横のつながりができ、信頼関係に基づく「顔の見える体制」が構築されることが、最大のメリットである。
21. 関係機関や大学の先生方と連絡調整、意見交換が行え、顔の見える関係が構築できること。
22. 主要関係機関が参画しているため、課題等についての協議が迅速にできる。火山専門家（学識者）も多数参加しており、専門的な見解からの意見をもらえる。
23. 噴火時等において、協議会として策定している計画をもとに広域的な連携がとれる。

協議会等に期待する機能や役割等

24. 協議会の各種構成機関の役割を明確にし、火山の異常発生時に迅速な対応が行えることが望ましい。
25. 自治体の防災担当者も人事異動をとまなう「公務員」である。火山に関する土地勘や最低限の知識は必要であり、担当者が替わっても継続的に検討、演習、学習を繰り返していき、防災に対するレベル低下を防ぐことが重要である。そこで、市町村単独ではなかなかできないところを、連絡会議等の継続的な取り組みで対応していくべきと考える。
26. 火山に対する調査や防災マップ、ハンドブック作成の際に得られた科学的な根拠などを、まちづくりなどでも活かしていけるような提言をするなどの役割を期待している。

(9)協議会等の運営に関する国・都道県に期待する支援

国・都道県に期待するものでは、火山防災に関する専門的、技術的な支援、広域的な計画策定に関する支援、協議会活動に対する予算補助などが挙げられている。

【主な回答】

専門的、技術的な支援

27. 専門家による定期的な勉強会や火山防災に係る技術指導。訓練、講演会等開催の際の講師派遣など。

28. 各種観測機器による監視の強化。

広域的な計画の策定に関する支援

29. 噴火の規模によっては他市町村への広域的な避難が必要となるため、国や都道県による避難計画の策定等の支援が必要。

予算補助などの支援

30. 限られた予算の中での防災対策となっているため、活動が制約されたものとなっており、火山防災対策を実施する上での国・都道県の補助が望まれる。

2.火山活動の異常時や噴火時の対応に関して

(1)噴火時等の「合同本部」の設置について

噴火時等の「合同本部」の設置については、以下の通り、「合同本部」設置のメリットや役割についての回答と「合同本部」の設置に関する課題とがそれぞれあげられた。

【主な回答】

「合同本部」設置のメリット・役割

31. (噴火の規模によっては)市町村では対応しきれない広域的かつ大規模な課題が多いので、国・都道県が入った合同本部の設置は望ましい。

32. 異常時等の事前避難が必要な場合は「合同本部」としての役割は重要である

33. 合同本部を設置することで、火山噴火予知連絡会や学識者等専門家の的確な助言が受けられる。

「合同本部」設置に関する課題

34. どのタイミングで招集するか非常にむずかしい。また、参集するために火山活動の影響を受ける危険な場所を通行しなければならないことも考えられる。事前の演習やテレビ会議システム等の整備も必要。

## (2) 異常時等の合同本部等の役割・機能について

主な回答は以下の通り、異常時において合同本部等が機能するのは体制的にも時間的にも難しいとする意見が挙げられた。

### 【主な回答】

35. 情報の共有化や火山専門家による連携体制が望ましいが、いざという時に合同本部等を市町村で開催できる余裕があるか？また、都道府県の業務で可能であるか検討を要する。
36. 災害発生時は、各市町に災害対策本部を設置し対応に当たる為、災害の状況によっては合同本部等として機能するのが難しい場合もあると思われる。
37. 緊急時において、他市町村との連絡や整合性をとっている余裕があるかどうかかわからないが、あらかじめ計画を定め訓練をしておくことが肝要である。

## 3. 相互間地域防災計画について

### (1) 相互間地域防災計画策定の背景・きっかけ

相互間地域防災計画のきっかけには、協議会の設立理由と同様とされる回答が多く見られた。

### 【主な回答】

38. 火山災害時に備え、広域的かつ統一した火山防災対策を実施するために作成。
39. 長期化も予想される火山災害では、一つの自治体での対応は困難で、近隣市町村や防災関係機関等と協力しながら防災対策の推進を図る必要があるため。

## (2)相互間地域防災計画の市町村地域防災計画への反映状況

今回、アンケートを行った8件の協議会中、回答があったのは6件で、そのうち6件すべてで相互間地域防災計画(以下「相互間計画」という。)が市町村地域防災計画へ反映がされている。反映の仕方には、相互間計画を地域防災計画へ読み替えているもの、相互間計画を基本方針として、自治体内の施設や地区に係わる防災対応の細項目などを地域防災計画で記載しているものなどが見られた。

### 【上記以外の回答】

40. 現在、当協議会では構成市町村で策定した「火山噴火市町村相互間地域防災計画」を構成市町村の「(市町村)地域防災計画火山対策編」とし、連携した火山防災対策を行っているというのが基本的な考え方と思われる。

## (3)相互間地域防災計画策定の効果

相互間地域防災計画策定の効果としては、主に、異常時等の広域連携に向けた防災計画が立てられることなどが挙げられた。

### 【主な回答】

- 41. 自治体単独の計画ではないため、広域的な連携の下に防災活動の実施が可能となり、各種情報が迅速に交換できる。
- 42. 広域的な避難や応援体制において、統一した対策をたてられる。
- 43. 防災計画の策定にあわせ、噴火の規模に応じたハザードマップが作成され、それに応じた応急計画が策定できた

### 【その他:効用として挙げられた回答】

44. 計画策定費用を構成市町で分担することによって、単一自治体で計画策定するよりも負担が少なかった。

## 4.(任意の連絡会議等の場合)災対法に基づく協議会設立への見通しなど

協議会設立への予定や見通しがあるとの回答はみられなかった。以下に、その理由や背景を挙げる。

### 【主な回答】

- 45. 変更事項等が生じた場合等、柔軟な対応が難しくなってしまうため。
- 46. 各町村の防災計画の状況や火山防災に対する温度差からも、あえて縛りのない状況にしておいた方がよいのではないかと考える。